

障がい福祉サービス等実態調査報告書

令和6年1月
新発田市

目 次

1 調査の概要	1
(1) 障がい福祉サービス等実態調査.....	1
(2) 報告書の見方	1
2 障がい福祉サービス等実態調査	2
■ 事業所について	2
問 1 運営主体.....	2
問 2 提供しているサービス	3
問 3 提供しているサービスの種類ごとの定員数、利用者数	4
問 4 事業所の職員体制	6
問 5-1 不足している職員数	7
問 5-2 不足している理由	7
■ サービス提供について	8
問 6 受け入れ不可	8
問 6-1 理由	8
問 7 共生型サービス.....	8
問 7-1 理由	9
■ 虐待防止について	9
問 8 虐待の対応.....	9
問 9 虐待防止の取り組み	9
■ 災害対策について	10
問 10 災害時の対策	10
■ 感染症対策について	11
問 11 感染症対策（令和 5 年 5 月 8 日以前）	11
問 12 感染症対策（令和 5 年 5 月 8 日以降）	12
■ 医療的ケア児への支援について.....	13
問 13 医療的ケア児に対する支援.....	13
問 13-1 医療的ケアを実施している人数.....	13
問 13-2 医療的ケアを実施していない理由.....	13
問 14 医療的ケア児等コーディネーター	14
■ 新発田市の地域生活支援拠点システムについて	14
問 15 地域生活支援拠点システム.....	14
問 15-1 理由.....	14
■ 自由記載	15

1 調査の概要

(1) 障がい福祉サービス等実態調査

【調査内容】

- 調査対象者：市内にある事業所
- 調査方法：アンケート調査（郵送・メール配布）

【有効回答数】

- 配布部数：63 部
- 回収部数：51 部
- 回収率：81.0%
- 有効回答数：51 部

(2) 報告書の見方

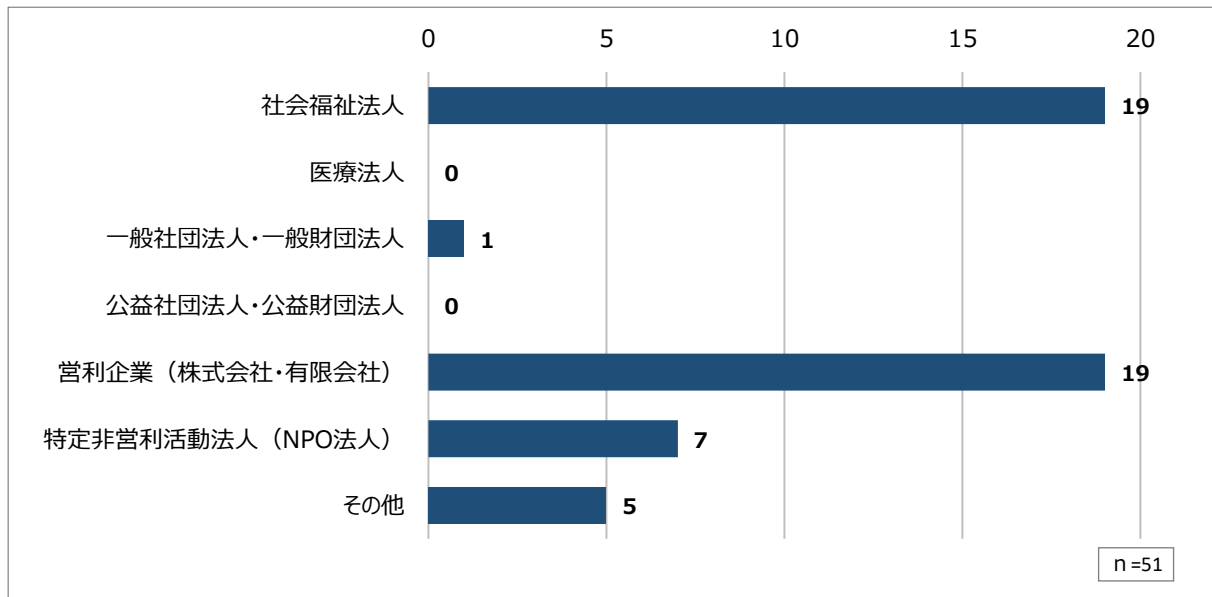
- ① 報告書中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答（「あてはまるものすべてに○」等）の設問については、すべての回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。

2 障がい福祉サービス等実態調査

■事業所について

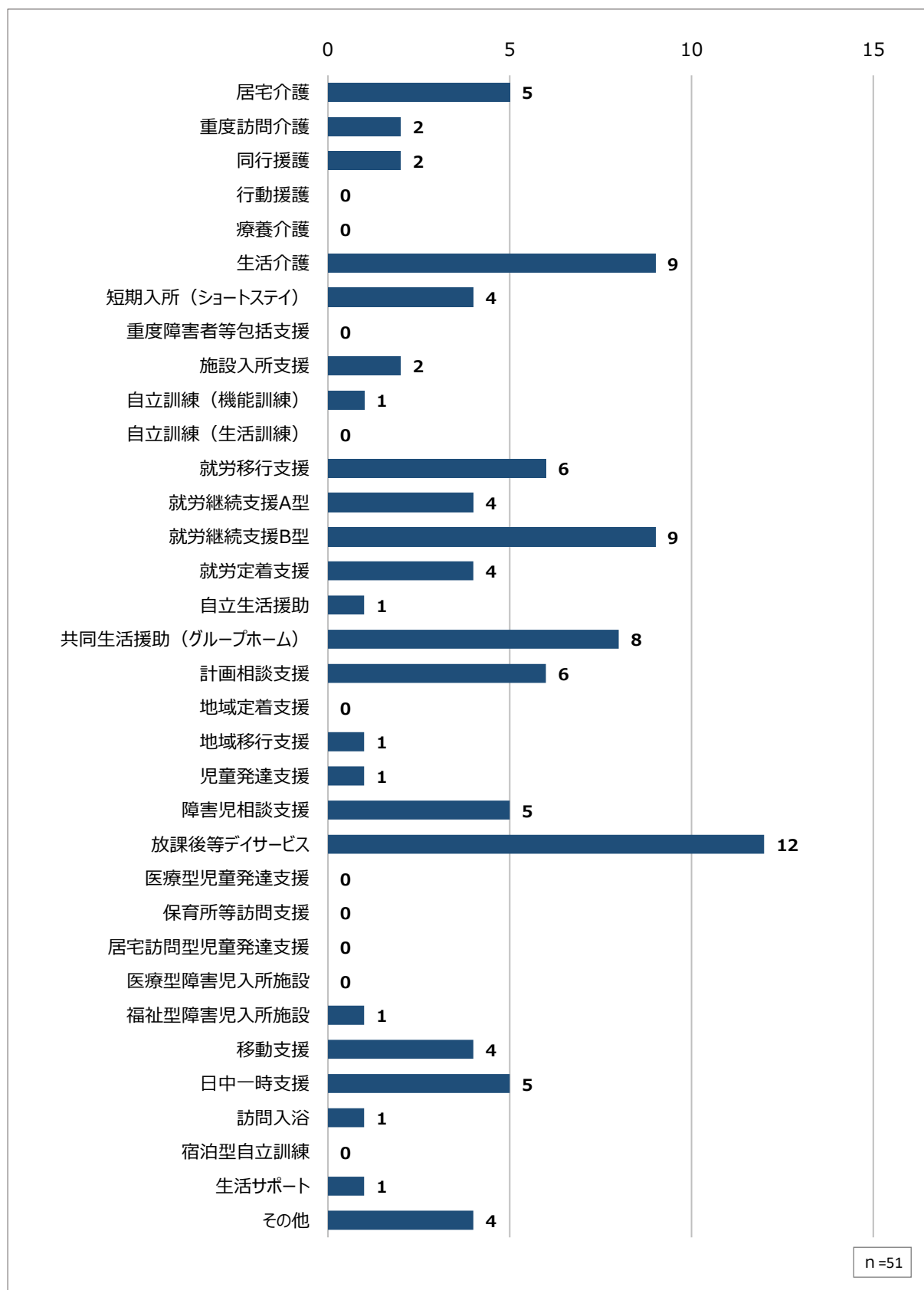
問 1 運営主体

貴事業所の運営主体の種別はどれにあたりますか（○は1つ）



問2 提供しているサービス

貴事業所で提供している障がい福祉サービス、障がい児サービスはどれですか（あてはまるものすべてに○）



※実態調査の回収結果の事業所数となっています。

問3 提供しているサービスの種類ごとの定員数、利用者数

提供しているサービスの種類ごとに定員数と、令和5年4月時点における利用者数（うち新発田市民人数）を実人数でご記入ください（数値を記入）。また、新規利用者の受け入れの可否について、サービスごとにご記入ください（サービスごとに○は1つ）

サービス名	定員	利用者数	うち新発田市民	新規利用者の受け入れ		
				可能	状況によって可能	不可能
居宅介護	220	37	36		✓	
	—	7	6	✓		
	—	28	23			
	9	9	9		✓	
重度訪問介護	—	—	—		✓	
	—	0	0			
同行援護	3	3	3		✓	
生活介護	39	28	28		✓	
	1	1	1			✓
	75	72	33		✓	
	80	78	36	✓		
	20	22	21		✓	
	20	22	14	✓		
	9	14	14		✓	
	10	21	20		✓	
短期入所（ショートステイ）	5	12	12		✓	
	1	—	—		✓	
	1	1	0		✓	
	6	3	2	✓		
施設入所支援	5	20	20	✓		
	75	72	33		✓	
自立訓練（機能訓練）	68	64	33	✓		
	15	17	15	✓		
就労移行支援	10	17	15		✓	
	15	12	12		✓	
	10	17	15		✓	
	5	3	3	✓		
	20	10	6	✓		
	10	8	7	✓		
就労継続支援 A 型	10	11	10			✓
	10	11	10			✓
	20	32	22	✓		
	15	9	7	✓		
就労継続支援 B 型	40	42	41		✓	
	20	1	1	✓		
	30	35	32	✓		
	30	31	19	✓		
	20	29	28	✓		
	20	2	2	✓		
	20	16	16	✓		
	20	31	30	✓		
就労定着支援	30	—	—		✓	
	20	6	6	✓		
	20	6	6	✓		
	0	8	8	✓		
自立生活援助	0	15	9		✓	
	—	—	—		✓	

サービス名	定員	利用者数	うち新発田 市民	新規利用者の受け入れ		
				可能	状況に よって可能	不可能
共同生活援助（グループホーム）	8	8	5			✓
	7	7	4			✓
	20	19	3		✓	
	4	1	1	✓		
	4	2	2			✓
	4	4	1			✓
	35	35	30			✓
	8	8	4			✓
計画相談支援	0	17	14	✓		
	0	37	37	✓		
	0	23	12		✓	
	30	1	1		✓	
地域移行支援	-	-	-		✓	
児童発達支援	10	1	0	✓		
障害児相談支援	0	1	1	✓		
	0	27	27	✓		
	30	5	5		✓	
	10	0	0	✓		
放課後等デイサービス	10	28	27		✓	
	10	22	20		✓	
	10	19	17			✓
	10	18	3	✓		
	10	46	39		✓	
	10	30	26		✓	
	10	29	27		✓	
	10	29	29		✓	
	10	10	10	✓		
	10	23	22		✓	
	-	8	8		✓	
10	-	-		✓		
福祉型障害児入所施設	5	2	1		✓	
移動支援	220	3	3			✓
	3	3	3		✓	
	-	1	1			
	2	2	2			✓
日中一時支援	3	2	2	✓		
	2	2	1		✓	
	-	-	-			
	3	5	5		✓	
	5	0	-	✓		
生活サポート	3	3	3		✓	
その他（地域活動支援センター）	15	30	28	✓		
	10	24	21		✓	
	5	8	8		✓	

※「定員数」、「利用者数」、「うち新発田市民」は、事業所内合計でのアンケート回答があるため、実際の数値とは異なります。

問 4 事業所の職員体制

貴事業所の職員数をご記入ください（数値を記入）

（単位：人）

	正社員・ 正職員 等	パート・ 臨時職 員	派遣・ 出向等	合計	（左記の内訳）年齢					
					30歳 未満	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上
男性	92	71	0	163	22	30	41	30	24	13
女性	168	221	6	395	27	65	86	106	66	26
合計	260	292	6	558	49	95	127	136	90	39
看護職員	5	14	0	19	0	2	6	6	4	0
理学療法士	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0
作業療法士	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
機能訓練担当職員	3	1	0	4	0	1	2	1	0	0
地域移行支援員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労支援員	7	4	0	11	0	1	4	4	2	0
職業指導員	19.5	23	0	42.5	5	4	12	6	6.5	4
地域生活支援員	1	5	0	6	0	0	1	3	2	0
就労定着支援員	6	2	0	8	0	4	2	1	1	0
生活指導員	75	52	3	130	10	36	30	37	13	3
ホームヘルパー	18	46	0	64	2	9	15	18	22	8
世話人	10	40	3	53	6	4	4	4	14	6
児童指導員	12	18	0	30	5	5	6	7	3	0
保育士	17	12	0	29	6	2	2	5	3	0
相談支援専門員	3	1	0	4	0	1	0	1	0	1
栄養士	2	0	0	2	0	1	1	0	0	0
その他の職員	75.5	42	0	117.5	2	14	29	37	19.5	4

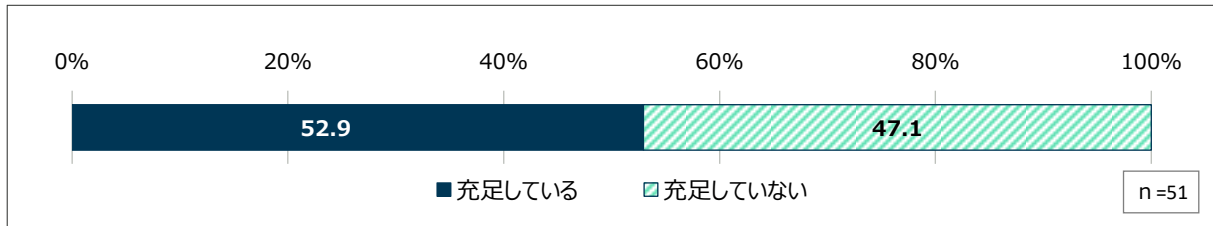
※兼務の職員数を0.5で入力しています。

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
職員の年齢構成比	9.1%	17.7%	23.7%	25.4%	16.8%	7.3%

	男性	女性
職員の男女構成比	29.2%	70.8%

問 5 現在の職員体制で充足していますか（○は1つ）

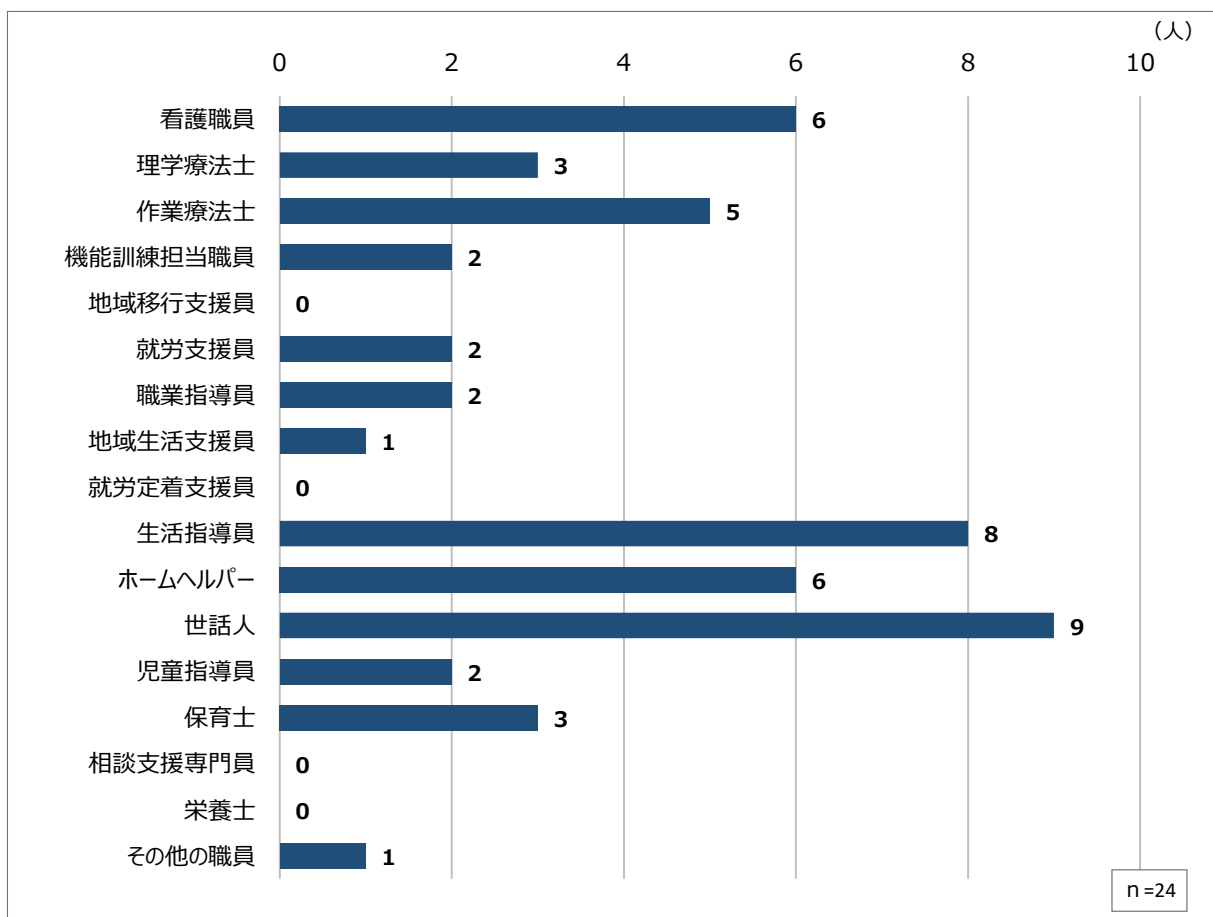
現在の職員体制で充足していますか（○は1つ）



問 5-1 不足している職員数

※問 5 で「充足していない」と回答した場合のみご回答ください

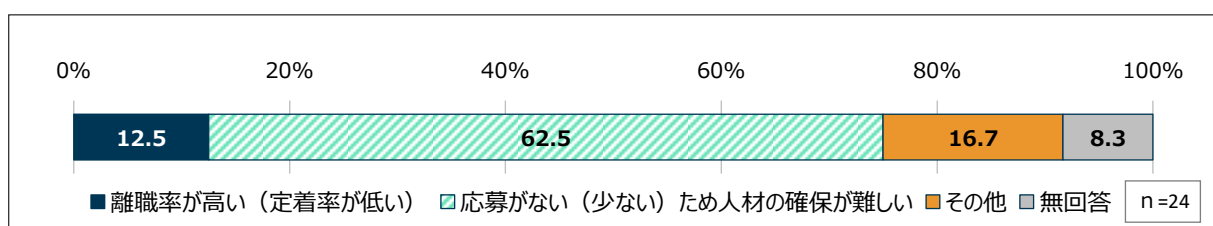
不足している職員数について職種ごとにご記入ください（数値を記入）



問 5-2 不足している理由

※問 5 で「充足していない」と回答した場合のみご回答ください

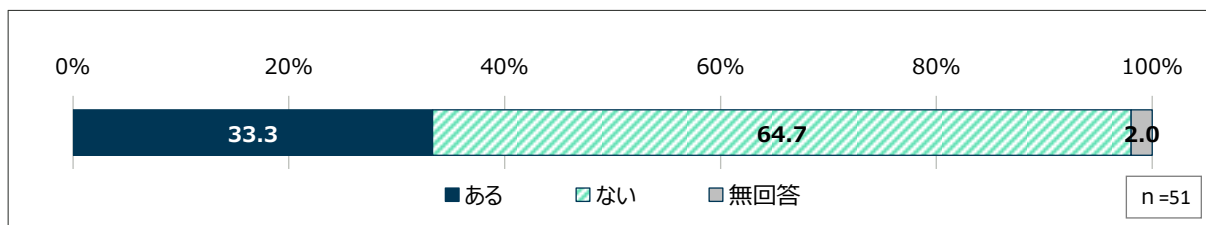
不足している理由は何ですか（○は1つ）



■ サービス提供について

問 6 受け入れ不可

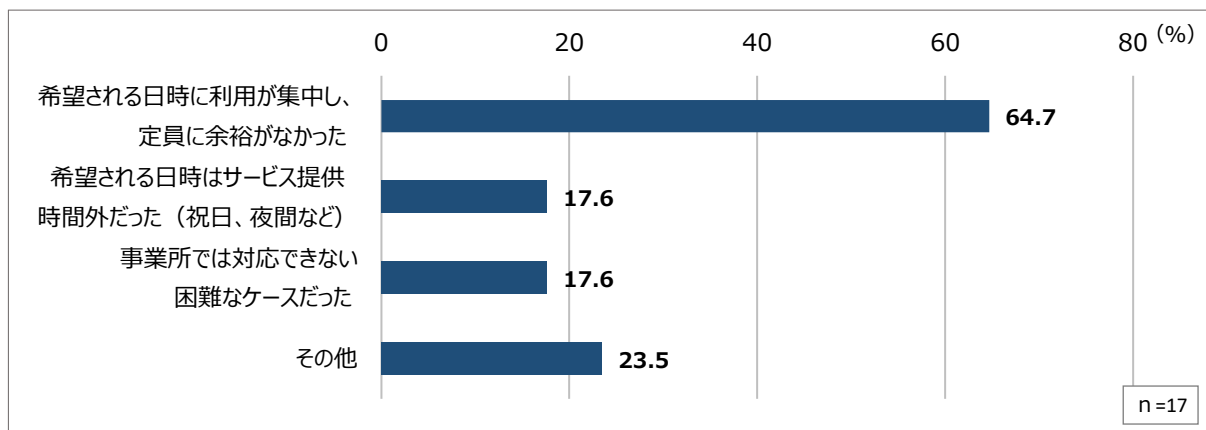
令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日の 1 年間に、利用者からの依頼に対して受け入れ（サービス提供）ができなかったことはありますか（○は 1 つ）



問 6-1 理由

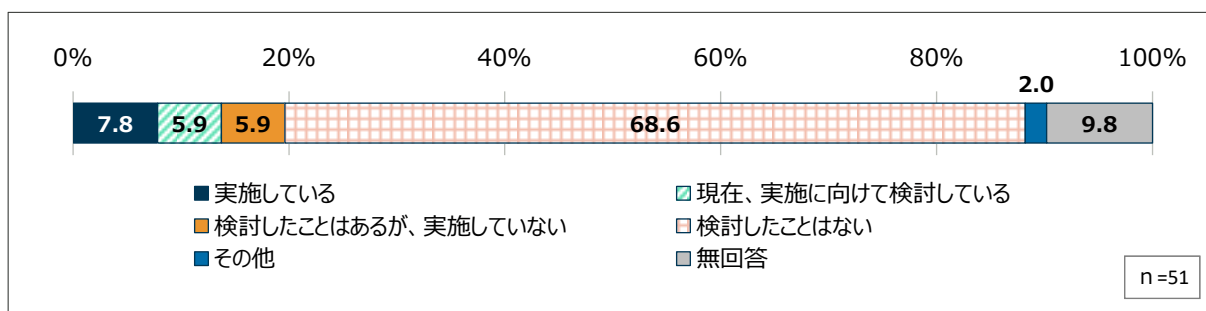
問 6 で「ある」と回答した場合のみご回答ください

その理由は何ですか（あてはまるものすべてに○）



問 7 共生型サービス

共生型サービスを実施していますか（○は 1 つ）



問 7-1 理由

問 7 で「検討したことはあるが、実施していない」と回答した場合のみご回答ください

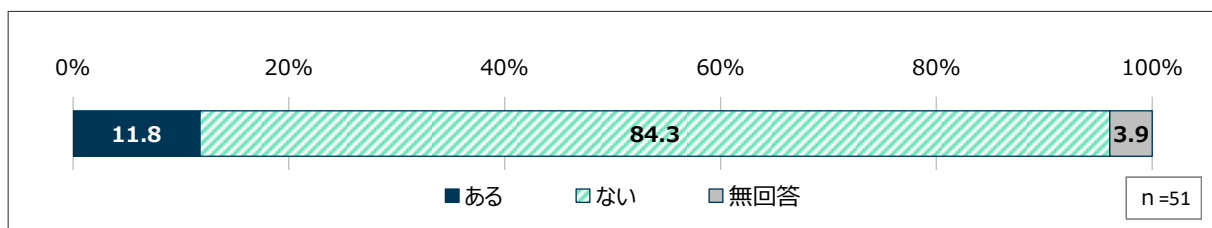
問 7-1 その理由をお答えください（具体的に記述）

- ・ 資金面の問題から
- ・ 資金の事やヘルパーや働く人の事を考えると無理に手を出せない。

■ 虐待防止について

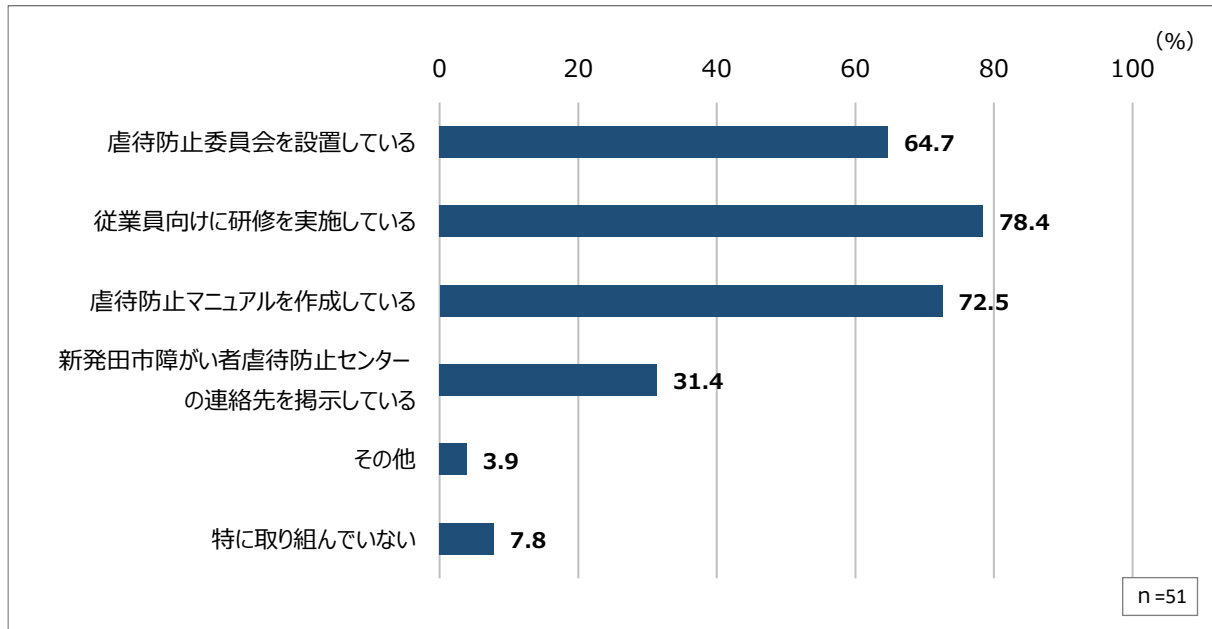
問 8 虐待の対応

これまでに虐待に対応されたことはありましたか（○は 1 つ）



問 9 虐待防止の取り組み

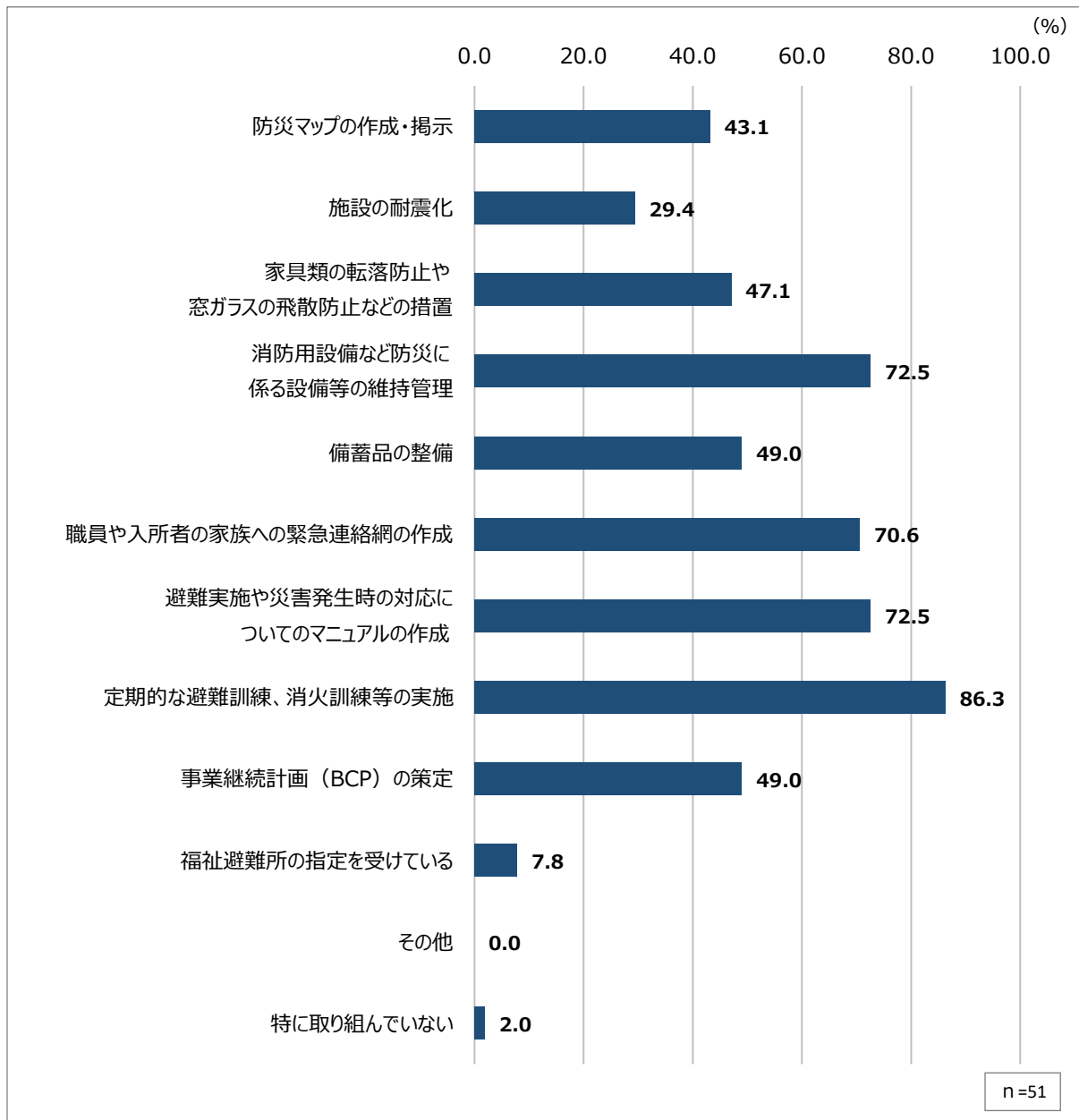
虐待防止のためにどのような取り組みをしていますか（あてはまるものすべてに○）



■ 災害対策について

問 10 災害時の対策

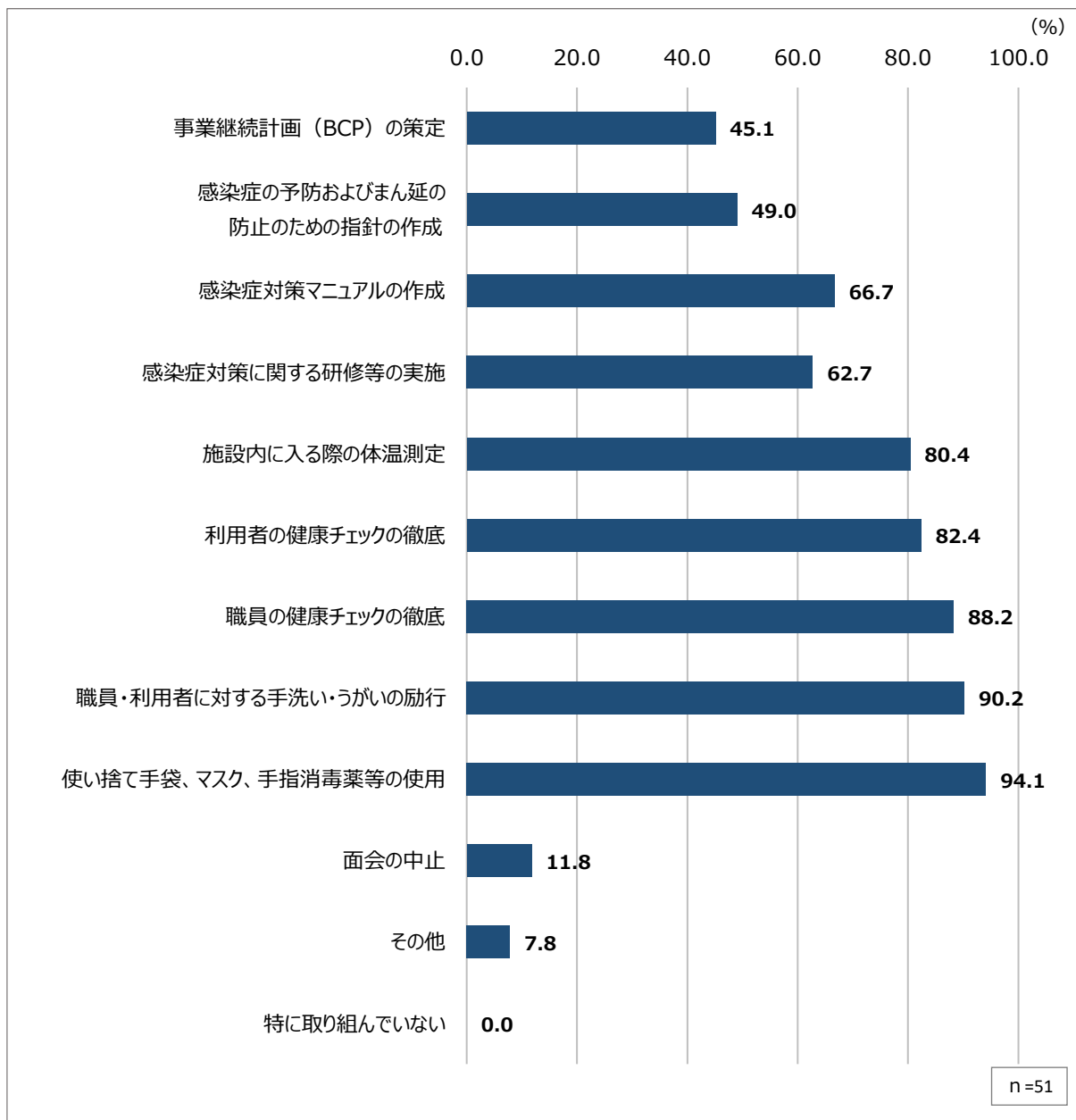
災害時の対策としてどのような取り組みをしていますか（あてはまるものすべてに○）



■ 感染症対策について

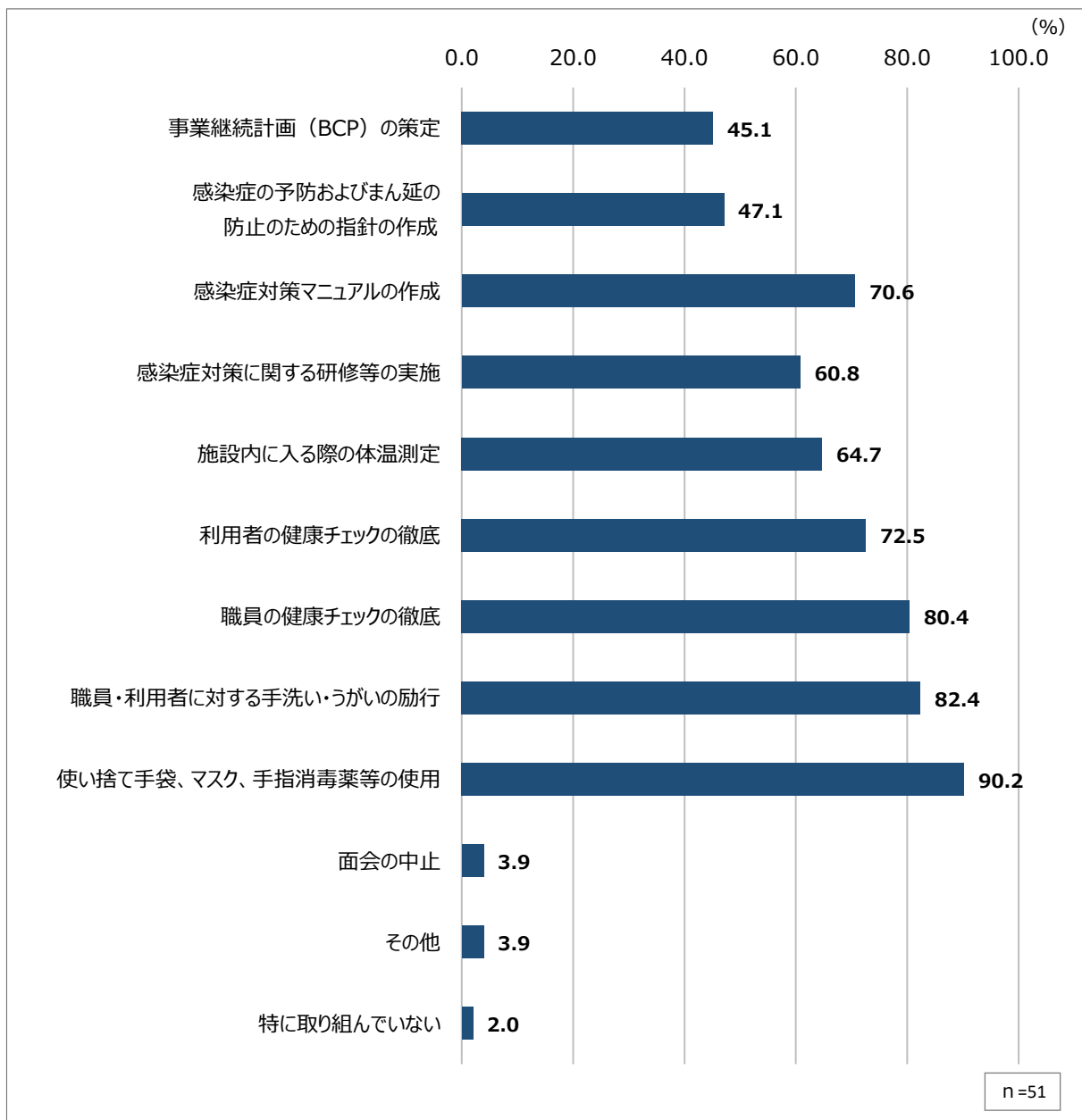
問 11 感染症対策（令和 5 年 5 月 8 日以前）

令和 5 年 5 月 8 日以前、感染症対策としてどのような取り組みをしていましたか
（あてはまるものすべてに○）



問 12 感染症対策（令和 5 年 5 月 8 日以降）

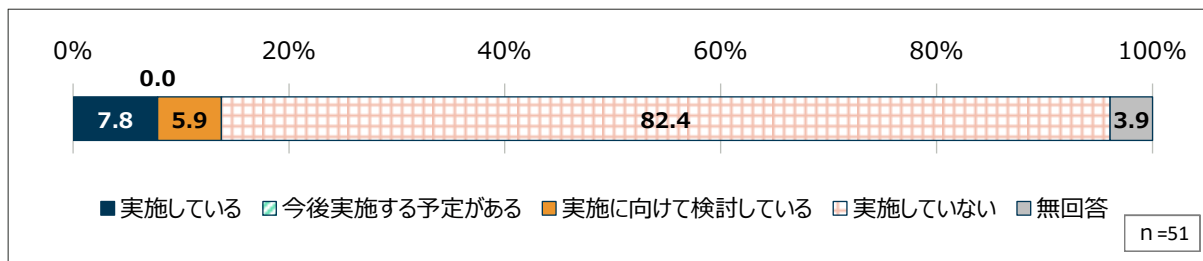
令和 5 年 5 月 8 日以降、感染症対策としてどのような取り組みをしていますか
(あてはまるものすべてに○)



■ 医療的ケア児への支援について

問 13 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児に対する支援を実施していますか（○は1つ）



問 13-1 医療的ケアを実施している人数

問 13 で「実施している」または「今後実施する予定がある」と回答した場合のみ

医療的ケアを実施している人数（実施予定の場合は現段階での予定人数）（数値を記入）

	回答事業所数	医療的ケアを実施している人数
未就学児	0	—
就学後～20歳未満	3	1
		8
		2

問 13-2 医療的ケアを実施していない理由

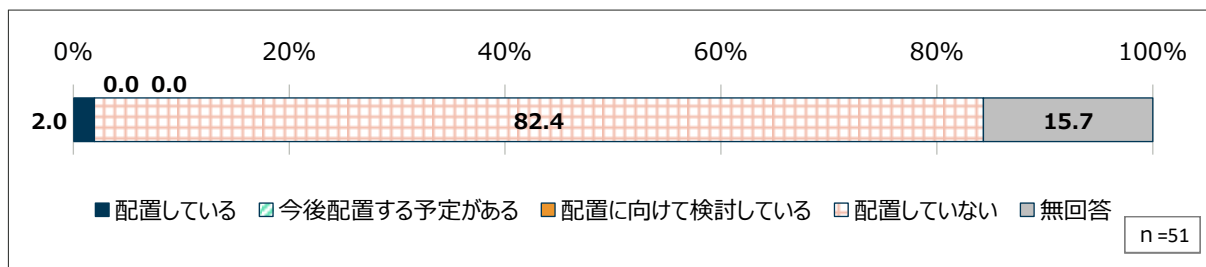
問 13 で「実施していない」と回答した場合のみ

医療的ケアを実施していない理由をお答えください（具体的に記述）

項目	回答内容（抜粋）
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置ができない。 ・必要な有資格者の人員を確保できないため ・看護師を常時配置していない為
需要	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼がない ・医療的ケアを必要とする利用者がいない ・該当する利用児がいない
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス対象外のため ・地域活動支援としての用務のみ
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備を見直す必要があるため。 ・各住居が完全なバリアフリーでないため。

問 14 医療的ケア児等コーディネーター

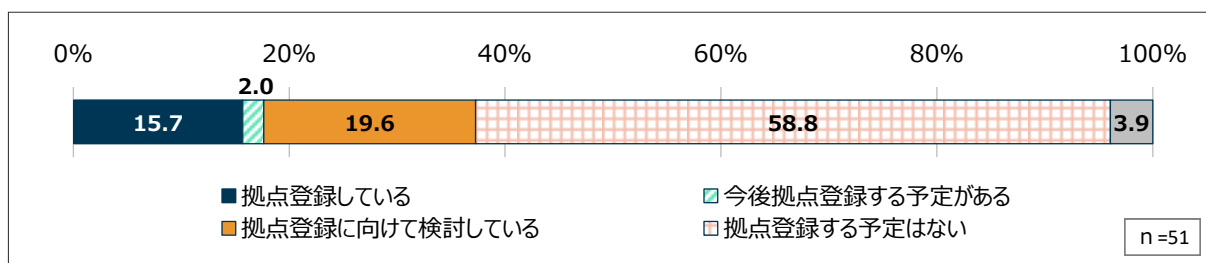
医療的ケア児等コーディネーターを配置していますか（○は1つ）



■新発田市の地域生活支援拠点システムについて

問 15 地域生活支援拠点システム

新発田市の地域生活支援拠点システムに拠点登録していますか（○は1つ）



問 15-1 理由

問 15 で「拠点登録する予定はない」と回答した場合のみ

地域生活支援拠点に登録しない理由をお答えください（具体的に記述）

項目	回答内容（抜粋）
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・少数の職員で運営しているため、現在の業務とともに他の業務を行うことが難しい ・拠点となるような人員が不在であるため（人員の数含め知識のある人員がいないため） ・専門的人材の確保や緊急時の対応ができるような体制にない。
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス対象外のため ・訪問サービスであり、求められる機能を有していない ・日中活動の事業所の為、対応不可
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・借りているグループホームのため ・拠点とする設備等が整備されていない
内容理解	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどの機能を担えばよいかわからない ・放課後等デイも登録できるかわからないから。 ・放課後等デイサービスができることがよくわからない。地域生活支援拠点システムについての説明もなく、市の周知や対策が不十分だと思う。 ・拠点登録について知らなかった。

■ 自由記載

一部抜粋しています。

■ 事業所が事業を展開するうえでの問題点や課題について

- ・相談事業所の協定がすまない（課題）
- ・利用者を増やしたい
- ・B型事業所として、利用者さんにもっと工賃を渡したいが、それだけの仕事を取れてきていないことが課題
- ・就労や福祉にも繋がらず、引きこもり状態になっているような狭間の方への支援について課題ととらえている。
- ・就労移行支援に関しては、求人が少なく、就労に結びつかない方がいる。
- ・本人と共にヘルパーが家事援助を行ったとしても、報酬は家事援助としてしか算定できない。介護保険では、身体介護の報酬で算定できる。これでは、あえて障害サービスを広く展開しようとは考えない。
- ・新発田市の方が一生懸命でとても助かっております。
- ・夜勤可能な職員の充足
- ・重度化が進んでいるため、それに見合った設備の改善が課題
- ・地域活動支援センターは市からの補助金で運営されているのですが、年度初めに入金していただくのはありがたいことではあるが、できれば5月末ぐらいまでに入金して欲しい。毎年度6～7月ぐらいになり、4、5の2か月間職員の給料も危うくなる。
- ・入居者が入って来ないこと。
- ・就労移行については利用者が集まらない。
- ・もともと精神を対象とした事業所だったこともあり、知的を対象とすると利用者同士がトラブルになってしまう。
- ・マンパワーの不足を感じている。現在70代の職員でやっているが、理事会も含めて若返りが必要と思っている。
- ・利用者の確保と職員の確保
- ・各事業所の評価システムについて課題があると思われる。具体的な取り組みや、個人に合わせて計画を実施しているのにも関わらず、他事業所との差別化が図れていない。第三者の評価がもっと介入すると良いと思う。
- ・B型事業所増えているため、各利用者にとって、より意欲の出るような作業を開拓する必要があることや利用者の将来を見据えた能力開発をすることができるよう職員のスキルアップを図ることが重要かと思えます。
- ・令和3年度の報酬改定が重度障がいのある方を支援することを手厚く評価するものであったため、軽～中度の方を対象としながら人員配置を分厚くしている当事業所は収益が減少し、地域ニーズを充足するための事業拡大が困難になっている。
- ・グループホーム事業を展開するうえで、新規住居の確保が課題となっている。入居者に障がいがあることにより、物件に限られる傾向があり、事業展開の課題となっている。一方で、総合支援法の見直しにおいて一人暮らし等を希望する方への新たな支援の仕組みが検討されているが、家賃が高いアパートタイプの住居へ移行できる方は、一般就労をしている方の中でも一部の方に限られてしまうのが現状である。一人暮らしを希望する方がスモールステップを踏むことができる経済的支援が望まれる。"
- ・利用者の高齢化が進んでいる
- ・新人育成に時間がかかっている
- ・障がい福祉サービス（特に家事援助）において受け入れ予定を立ててもキャンセルとなる事が多々あり、安定した事業運営のためには問題となる。（スタッフさんの確保、利益）キャンセル（利用者様都合）が多く、支給量とサービス量が合わない。
- ・ご利用者さんの特性を活かした請け負い作業を獲得する事。
- ・預かり場所と考えている保護者も多く、仕事のシフトが出てからのキャンセルが非常に多い。経営の点から見ると厳しい。営業時間を考えると、働ける職員も限られる（育児や介護のある場合など）低賃金でもあるため仕事を続けられず人手不足
- ・職員の定着
- ・障がい特性や家庭環境及びニーズが多様化しているため、サービスの質を維持するための適切な職員数の確保が難しい。
- ・新型コロナウイルスに罹患すると利用までに時間を要する。そのため、収入面での安定化が難しい。
- ・利用者がなかなか集まらず、サービスの展開力につながらない（にくい）
- ・人材確保
- ・看護師の確保が困難（自事業所はなんとか確保できているが、新規事業開設や、退職者が出た場合には確保が難しい。）
- ・職員全員が子ども達一人ひとりの特性を把握、理解し、その子に合った支援を行えるよう、日々の話し合いと課題や支援方法等学びの時間を設けることを目標としている。・各家庭の事情を踏まえて保護者の願いや要望に応えたり、必要に応じた対応を行っていく。
- ・ご本人とご家族、市、相談員、放デイ、学校…皆が一つとなって情報を共有し支援していけるような体制作りを目指していきたいが、現状は連携が取れていないように感じる。

■ 市の障がい福祉サービスの充実に向けて必要なことについて

- ・協議会の活用と具体的な動き
- ・利用者さんの仕事を確保する職員が不足しているので、行政から入札等を行っていただけるような機会がほしい。
- ・相談員さんの数が不足しているのではないですか。
- ・当事者や関係者へのニーズ等調査
- ・移動支援については、加算を算定出来るようにすること。学校まで送り届けた後の帰りの時間も算定できるようにすることが必要。
- ・重度の受け入れ先の充実
- ・移動支援等地域で不足しているサービスの充実と福祉サービス事業所間の連携
- ・福祉タクシーの利用券をもう少し枚数を増やして欲しい。
- ・障がい福祉サービスにはまらない人がいるのでその人たちが通える居場所があるとよい
- ・当所は分類上では 16 の自立生活援助、33 の生活サポートではあるが、とりあえず家にひきこもらないように居場所の提供を主目的にしている。この方面の福祉サービスがこの程度でよいのか迷いつつ行っている。
- ・市からもご協力頂き就労支援（障がい者）のネットワーク作りの強化
- ・障がい者の雇用問題が大きいように感じる。就労支援についてのサービスが増えると、選択の幅が増えると思う。
- ・障害者であるため、移動が困難であることは常識とされます。人員などの関係でサービス利用に際し、移動をサポートできない時に市で補完できるサービスを作ってもらえないものかと思えます。
- ・障害支援区分について、区分の有効期間中に状態の変化があった場合、どのような条件を満たしていれば再調査に応じていただけるのか明示していただきたい。
- ・災害時の伝達について（聴覚障がい者や盲ろう者にはどのような方法で伝えるか、避難方法や場所など。）
- ・児童発達支援のサービスの周知が低い印象がある。一般の保育園、こども園等への周知活動が必要だと思われる。
- ・移動支援（身体伴わない）方でも付きっきりで歩行見守り、支える介助が必要な方を受け入れている。他の自治体では（身体伴う）で支給されているケースである。適正であるか検討していただきたい。
- ・障がい者の声を聞く
- ・相談支援専門員の定着
- ・地域のサービスが不足しているため、支給量に見合った量のサービスを利用できない状況がある。
- ・次項目の不足しているサービスの提供を事業所が実施しやすいように新発田市独自の事業や報酬加算などバックアップ体制をお願いしたい。
- ・高齢、障がい、こども、生活困窮、ひきこもりの窓口が一体となったワンストップ型の相談窓口の創設
- ・自立支援協議会の活性化
- ・年 1、2 回の部会ではタイムリーな課題共有と具体的なサービス提供につながりにくい。
- ・子どもからお年寄りまで気軽に相談できる機関兼、憩いの場的な総合施設があると、困りごとに迅速に対応できたり、不安な身を寄せる安心スペースになるのではないか。
- ・市役所等の行政機関だと敷居が高く感じたり、対応するまで時間がかかりすぎる。
- ・障がいをお持ちの方達に対してマイナスなイメージがあるように感じる。お互いの存在価値を認め、尊重し支え合い、生活していく中で皆が同じ生活ステージに立てるように、保育園の時代から成人し高齢になった後も平等に区別なく、保育・教育を受けられ生活が送れるような体制・環境を作ってほしい。

■ 市内で不足していると感じるサービスについて

- ・生活介護（重症心身障害者）
- ・相談員さん不足。相談員さんの数が不足しているからだけではないと思うが紹介して頂く利用者さんの情報がとても少ない時があり、利用者さん対応に苦しむことがある。
- ・企業での就労に、まだ少し届かない方が当センターでも散見されるので、就労 A 型が増加するとニーズ充足になると思っています。
- ・相談支援事業所、グループホーム
- ・移動支援にも対応できる訪問事業所。
- ・移動支援、医療的ケア児等の短期入所サービス
- ・障がい者本人はもちろんなのだがその家族の人達の相談をじっくりと聞いてくれる場所が少ないと感じる。障がい者本人達の通所施設が決まればそれで OK というような相談になっている気がする。
- ・移動支援の事業所、利用者さんの外出の対応をして下さる所がない。
- ・移動支援、病院受診の同行、病院へ行った際の利用者さんへの対応が悪い。
- ・相談支援事業所が不足していると思う。また、相談員によっては生活面のアセスメントが全く違うため、レベルについてもバラツキがあると思います。
- ・当所に見学に来られる半数が利用されない。その人々は社会性、協調性が難しく、ただ単なる居場所を求めている感じで難しく思っている。
- ・生活訓練、生活介護
- ・重度の利用者に対応するサービスが不足していると思われます。
- ・通院等の外出をサポートしてくれるサービス（現状では相談支援専門員がやむを得ず行っている実態が少なからずある）
- ・65 歳以上の障がいのある方が少ない費用（障害基礎年金 2 級程度の収入でも賄える）でも入居できる高齢者向け住宅
- ・児童発達支援、移動支援
- ・障がいの方の日中活動の場
- ・移動支援（放課後等デイサービスを利用したくても地域的に送迎が難しい場合も多くある。特に学校お迎え時間が重なると遠方や利用数が少ないところは難しい。）
- ・訪問介護事業所、生活介護
- ・高齢期の利用者用グループホーム、生活介護事業所、重度の強度行動障がい者が利用できるグループホーム、移動支援、短期入所、重度心身障がいの方が利用できるサービスなど
- ・移動支援
- ・医療的ケア児者の日中活動場所ならびにショートステイ
- ・相談支援事業所（特定相談支援を他市町村の事業所に依頼している現状）
- ・強度行動障害児者の受け入れ（放課後等デイサービス、生活介護）
- ・短期入所
- ・子どもからお年寄りまで気軽に相談できる機関兼、憩いの場的な総合施設があると、困りごとに迅速に対応できたり、不安な身を寄せる安心スペースになるのではないかと。
- ・市役所等の行政機関だと敷居が高く感じたり、対応するまで時間がかかりすぎる。
- ・障がいをお持ちの方達に対してマイナスなイメージがあるように感じる。お互いの存在価値を認め、尊重し支え合い、生活していく中で皆が同じ生活ステージに立てるように、保育園の時代から成人し高齢になった後も平等に区別なく、保育・教育を受けられ生活が送れるような体制・環境を作ってほしい。

■ 行政との連携や事業者間、関係機関との連携について

- ・障がい者のアート活動を応援してほしい
- ・相談支援の事業所は独立性を保たなければならないはずなのにそれが保たれていないのではないかと感じる事が多々ある気がする。
- ・法人の大きさにより小規模事業所の立場の弱さを実感する毎日だ。
- ・日頃より良好に連携させてもらい感謝している。
- ・問題ない
- ・十分です。ありがとうございます。
- ・相談支援専門員を中心とした連携は出来ているように感じている。
- ・行政の窓口や担当は役所内の異動があるので仕方ないことなのかも知れないが、諸々の手続きなどに出向いても精通している人が少なく質問にも答えられない人もいる。
- ・新発田市内でも福祉関係者の交流会のような会があれば互いの事を相談したり、状況がわかるのではないかと？
- 「福祉」は他の業種とコラボレーションがしやすい業種だと思います。その仕掛けができるのは行政だと思うので他の課との動きを期待しています。
- ・新潟県下越地域いのちのこころの支援センターの職員と治療困難者への訪問を行っている。オープンダイアログ形式で行っている。
- ・新発田の方皆さん親切だと思います
- ・学校や事業所との連携や関係機関とのやり取りがほとんどなく、これについて、相談支援事業所が各連携について取りまとめてくれるとありがたい。
- ・特に問題はないのではないかと思います。
- ・高齢期の障がい者が高齢福祉サービスの利用を検討する際、費用負担の増大や居住支援サービスの不足により希望する（必要とする）支援に結びつかないケースが散見される。そのため、自立支援協議会において、高齢福祉分野の行政担当者や事業所を交えて今後の対策について話し合う機会が必要と考える。
- ・大震災が発生した場合、市内に点在するグループホーム入居者の安全確保が課題となっている。地域住民の障がいの理解についても十分とは言えないなか、一般の方が集まる指定避難所での生活は容易ではないと考えられる。また、福祉避難所についても、避難者を収容できる場所が十分に確保されているのか、また、運営体制において新発田市とどのような連携が図られるのか、不透明な部分が多い。障がいのある方の避難生活を支える体制づくりに向けて、協議を行う必要があると考える。
- ・基幹主催の事例検討等を開催していただきたい。
- ・一度受け入れた方の更新時期でもカンファレンスの機会がない。他職員、他職種との連携、連絡が図りにくいと感じています。
- ・行政との連携は本当に困難。取り決めをしておいても、「担当者が変わったのでわからない、できない」で終わってしまう。自立支援協議会等も前年度と全く違う方針になっても正当な説明ではなく「担当がかわったので私は知らない。本来こうあるべき。」と上からの言葉。会議する時間が無駄だと思う。
- ・うまくいっていない
- ・新発田市社会福祉課、地域の医療機関、特別支援学校、必要に応じて以下の方々との連携を図っている。相談支援専門員、他法人の運営事業所（ご利用者が利用しているグループホーム等）
- ・申請から面談、支給決定の期間が短くなると良い。体験利用を1週間程度してもらった後に本利用（契約）まで1ヶ月以上を要する場合があります、利用者に対して支援ができない。
- ・事業所を展開する上での問題点と同じく、ご本人とご家族、市、相談員、放デイ、学校の情報伝達の遅れや共有不足があり、連携体制が取れていないと感じる。皆が一つの輪になってより良い支援を行うための、スムーズな体制作りが必要と考える。

■ その他、ご意見・ご提案などありましたらご記入ください

- ・適切な報酬がいただければ事業を継続して行うことは出来ません。
- ・やはり精神的に肉体的に大変な仕事ですので、職員に（待遇を良くしたり＝離職率が高いため）手当をあげたい。ボランティアのような感じになっている。今後もよろしくお願い致します。
- ・行政との話し合いは、2年に1回の新発田市地域活動支援センター連絡協議会だけであるが、年1回は実務担当者との話し合いがほしい。
- ・インターネットで公開されている障がいガイドブックの更新は、できればタイムリーに実施して頂きたいです。
- ・障害がある方への偏見が一般企業や市民の方にあります。一般企業や市民の方々にも広くご理解してもらえる社会になればと思っております。
- ・民間企業の参入が盛んになり、社会福祉サービスにおけるサービスの質の担保が問われる時代となりました。市の自立協議会等の活動を通じて、必要な方に必要な情報が提供でき、安心してサービスを使える地域が作っていけるよう期待したいと思います。
- ・次期の計画策定に際して、障がい者総合支援法の一部を改正する法律の施行内容を確認しながら、新発田市としての取り組みを推進できれば良いと思います。
- ・いつもお力添えいただき、感謝申し上げます。私どもにできることがありましたら、ぜひ協力させてください。皆が生き生きと暮らせる新発田市であってほしいと願います。